公益社団法人 日本精神神経学会「精神神経学雑誌投稿奨励賞」（学術総会部門）規程

（目的）

第 1 条 本賞は、これから研究、論文発表を行うことが期待される研究者を中心に、学術総会の一般演題の中から広く優秀な発表を顕彰し、精神神経学雑誌への投稿を促し、精神医学の発展に寄与することを目的とする。

（応募資格）

第 2 条 応募者は、本学会学術総会の一般演題の筆頭著者とする。ただし、第 1 条の趣旨に鑑み、過去の本賞の受賞回数が通算 3 回に達したものは応募資格を有しない。

（応募方法）

第 3 条 応募者は、当学会からの案内に沿って、精神神経学雑誌の投稿規定を確認の上、本賞への応募を行う。

第 4 条 応募者は、精神神経学雑誌編集委員会の求めに応じて、学術総会開催前に発表用のスライドまたはポスター（PDF）を提出する。

（受賞内容）

第 5 条 受賞者は、学術総会において賞状を授与される。なお、副賞（賞金）は論文投稿後に授与される。

（受賞者の義務）

第 6 条 受賞者は、一般演題の発表内容をもとに、原則として受賞から一年以内に精神神経学雑誌へ投稿を行う。

第 7 条 当学会から受賞者への賞金の支払いは精神神経学雑誌への論文投稿後とする。

（選考方法）

第 8 条 応募者の発表内容について抄録に基づき一次審査を、発表スライドまたはポスター（PDF）に基づき二次審査を、編集委員長、編集副委員長、および編集委員が行う。

（受賞者の決定）

第 9 条 編集委員長と学術総会会長は審査結果に基づき受賞者を決定する。受賞者は数名以内とする。

（投稿論文審査）

第 10 条 受賞者から投稿された論文は、精神神経学雑誌の投稿規定に基づいて編集委員会で審査される。

申し合わせ事項

１．発表の共同研究者などの利益相反のある委員は、当該発表の審査は行わない。

２．副賞は 10 万円とする。

３．本賞と学術総会優秀発表賞との受賞の重複を認める。

４．応募者が一般演題を複数出している場合、複数応募することができる。

５．受賞のいかんに関わらず、応募者は次年度以降も応募することができる。ただし、本賞の受賞は通算 3 回を限度とする。

付則

一　　本規則は、理事会の承認を得て改訂できるものとする。

二　　2020 年 3 月 21 日制定
　　2020 年 5 月 16 日改定
　　2023 年 3 月 18 日改定
　　2024 年 7 月 17 日改定
　　2026 年 7 月 15 日改定